

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定によつて、川尻都市計画区域及び安浦都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更した。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画区域の名称

川尻安浦都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし

三 都市計画区域から除外される土地の区域
なし